武家名目抄稿

軍陣部九之三

十七

和書門
類 二五二〇六號
函 七七
架 一〇
冊 四九六
四九六

内閣文庫
和書
類 二五二〇六號
冊 四五六
函 一五三
架 一四

内閣文庫
番號 和 25206
冊數 457(435)
函號 153 275

国立公文書館
National Archives of Japan

武家名目抄稿第十七冊

軍陣部九之二

目録

タテツキ

別旗

軍門

軍立

敵色

引色

国立公文書館
National Archives of Japan

勝色

負色

寄手

強敵

當ノ敵

五ツノ敵

鎗脇ノ敵

長会議

渡河

陣離

懸足

遠懸

中ナヲリ今无

物合

混甲直甲

ノヶ甲

国立公文書館
National Archives of Japan

混打甲
スタチ
シノキヲ削ル
タテモトキ
水ノ手
落穴
武者出立
赤出立

楯籠
開城
落城
下城
擒
闔取
大将陣所
軍陣ニ下馬ヲセス

国立公文書館
National Archives of Japan

軍陣ニ酒ヲ送

武家名目抄稿第十七冊

軍陣部九之二

タテツキ

四

宇治拾遺物語つ新府生酒賊射函条　あれ奈もて

ものいひめれたるいかゝせさせ給へきとは

へはいかゝの府生いふやうあのとかさは

きたる方人の面おもく有も今見よとて

下臣ふり賜りの時きりる せうそく

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

別旗

松隣夜話云上杉家ハ前ノ古風ニ依ルヿ無ク新儀ヲ用ヒ華美ヲ好ミ君臣ノ間ヲ遠クサケ下ノ情上ニ通スル事ヲ塞キ合戦ノ砌リ大将ノ御出馬坐スヲハ軽々シキト嫌ヒ己カ氣ニ逆ル武士ヲ擯出シ敵合ノ方ニ遣之中畧長尾意玄深ク是ヲ愁歎シテ余度諫諍スレトモ須加野上原付副相妨ニ依テ具詮ナシ此時ニ當テ取退キ別旗ヲ立ヒ人々先越後為景ノ一族長野信濃小幡伊勢白倉一堂結城朝宗千葉儀

実太田三樂ナリ

軍門

舊事本紀云天孫使徴兄猾及弟猾者是兩人菟田縣之魁帥者也時兄猾不来弟猾即詣至因拜軍門

大友奥屋記云方法ヶ岳条

まつのひめ[illegible]の城郭を攻られ一萬六千餘騎を以て軍つかまつる

召

軍立

太平記云四月三日合戰条山門ノ衆議心々ニ成テ武家ニ心ヲ寄スル衆徒モ多ク出来ニケレハ播山崎ノ官軍ハ先度京都ノ合戰ニ或ハ被討或ハ疵ヲ蒙ル者多カリケレハ其勢大半減ノ今ハ僅ニ一万騎ニ足ラサリケリ去ル武家ノ軍立京都ノ形勢

恐ルヽニ不足ト見透メケレハ七千余騎ヲ二手ニ分テ四月三日ノ卯刻ニ又京ヘ押寄セタリ

又云菊池合戦条 菊池此ニ十四年カ間筑紫九國ノ者共カ軍立手柄ノ程ヲ敵ニ受御方ニナシテ能知透シタリケレハ後ロニハ敵旌ヲ上道ヲ塞タリトキコヘケレ共更ニ事共セス

又云三月十二日合戦条 京中ノ合戦ハ夜半計ノ事ナレハ目サストモ知ラヌ暗キ夜ニ時ノ聲此彼ニ聞エテ勢ノ多サモ軍立ノ様モ見分サレハ何ソヘ何ト向テ軍ヲ可為トモ不覚京中ハ勢ハ先只六条河原ニ馳集テアキレタル体ニテ扣タリ

愚耳旧聴記云 大光寺初度合戦条 御本陣軍勢ヨリ向ヘ中ヘ中ヘ書 若此方の推量お通せ仕候

[illegible]ら[illegible]ひ[illegible]雑兵共を
少[illegible]計死をとゝ毎き也いませ
[illegible]人〻四方より[illegible]の[illegible]を押寄て浦賀の
軍を心〻中したんとゝいきみきんゝ[illegible]
也[illegible]弱[illegible]
豊[illegible]を[illegible]六年小月作長之小[illegible]軍をよ
せ虎[illegible]を[illegible]軍[illegible]

敵色

引色

太平記云（十七オ）先帝船上臨幸柔或夜御前ヨリ官女ヲ
以テ御盃ヲ被下タリ判官是ヲ給テヨキ
便ナリト思ケレハ潛ニ彼官女ヲ以テ申
入ケルハ上様ニハ未タ知レ名レ候ハス

（四）
大[illegible]奥廣記云[illegible]
[illegible]

ヤ楠兵衛正成金剛山ニ城ヲ構テ猶籠候
し處ニ東國勢百万余騎ニテ上洛し去ニ
月ノ初ヨリ責戦候トイヘトモ城ハ剛メ
寄手已ニ引色ニ成テ候云々

勝色

負色

太友興廣記云 石清水氏 傳象 我若の猪色負色
とゝ事あると人数のおそれいるゝと云く

猪色人馬のあ[illegible]猪色
里備はり[illegible]人馬ハ[illegible]負
色也又巳ゝ事行時合戦と結軍お
猪と[illegible]一人何事ゝ[illegible]ひ
はそれ[illegible]きんと[illegible]
そ[illegible]ハ猪[illegible]せんと[illegible]
[illegible]ハ[illegible]

寄手

太平記云千剱破城軍条此城東西ハ谷深ク切テ
人ノ上ルヘキ様モナシ南北ハ金剛山ニ
ツヽキテ而モ峯峙タリサシモ高サ二丁
ハカリニテ廻リ一里ニ足ヌ小城ナレハ
何程ノ事カ有ヘキト寄手是ヲ見侮テ初
一両日ノ程ハ向ヒ陣ヲモ取ス責攻度ヲ
モ用意セス我先ニト城ノ下戸口ノ邊マ
テカツキツレテ上リタリケル

十六、十七
又云新田左中将被責赤松条新田左中将是ヲ聞給テ始
主事毋監縦恨ヲ以テ朝敵ノ身ニナル共
戴天欺天命哉其儀ナラハ爰ニテ数月ヲ
送ル共彼城ヲ責落サテハトヲルマシト
テ六万余騎ノ勢ヲ以テ白旗ノ城ヲ百重
千重ニ取囲テ夜昼五十余日息ヲモ不継
責タリケル斯リケレハ此城四方皆嶮岨
ニシテ人ノ上ルヘキ様モナシ水モ兵粮モ

阜山ナル、上播磨美作ニ名ヲ得タル射手
共八百余人迫篭リタリケル間責レトモ
ヽヽ只寄手ニ負討ルヽ計ニシテ城中ハヽ
カナカリケリ
異耳回旋記ニ和徳傳ニ弟ヲ系田中ハ寄手ヲ
すゝめ見ると云て植田ハ中を
筋違て[illegible]を合て後ろ[illegible]
合ものきと城ヲ[illegible]

[illegible]
新撰長禄寛正記云寛正二年正月二日嶽
山籠城衆誉田道明寺ノ邊ニ下リ兵粮ヲ
トリ神物トモ不謂乱ホウシケル寄手押
カケテ大子源原ニテ合戦ヲ敵味方四余
人討死ス
江濃記云天文九年九月下旬中嶋宮内藏
四ノ
助吉田郡ヘ出馬向ヘ[illegible]

[illegible]山、吉の
[illegible]せり。今を高。[illegible]
[illegible]を利勢彷彿たり

伊達日記云（下、十五ウ）縦ハ去年赤國ノモノヽ判官
城ヲ責候所ニ判官功ノモノニテ石火矢
ヲ打半弓ヲ射砌ヲ煎りカケ湯ヲワカシ
カケ芝ニ火ヲ付ナケ懸候故ケフリニム
セ寄手衆死人多引除し所ニ内ヨリ出今
日本衆多ウタレ候此吉秀吉公キコシメ
サレ都ヨリ引除候云々

強敵

太平記云（七、九五オ）久我畷合戦条ハ八幡山崎ノ官軍是ヲ聞
テサウハ難所ニ出合テ不慮ニ戦ヲ決セ
シメヨトテ中暑赤松入道円心ハ三千余騎
ニテ淀古河久我畷ノ南北三箇所ニ陣ヲ
張是皆強敵ヲ拉氣天ヲ廻し地ヲ傾トス

宮町殿物語云 秀吉公世の業 秀吉公の軍代まで
こゝ沼尻陣秀吉をそ[illegible]中
[illegible]押後[illegible]の陣とも攻られ[illegible]大こう
[illegible]人数を率し命
[illegible]
年[illegible]

當ノ敵

籾井日記云 信長公先手陣へ毋波
家老木光佐夜討条 大將秀

尚公ノ本陣并能勢殿カ陣ハ四方八方ヘ
下知シテ討テ入ルサシモノ大勇ノ大將
達爰ヲ家後ノ合戦ト思ヒ己カ當ノ敵ヲ
ハ一人モ余サシ物ヲト詈リ叫シテ天地
ヲ震動シテ猛立アレケル程ニ信長卿コ
コヲ捨テハ一足モ引マシ將軍ノ大支此
時ナリト云フ言葉ノ下ヨリ次第不同ニ
崩レテ四角八方ヘ靡キ立ケル

五ノ敵

九
甲陽軍鑑云大将たる人者大敵少敵弱
敵強敵陣敵右の五ッの敵に替れりの分別
あり不断備後懂ても敵の強も弱敵ある
ま行き無く斯くて我男上に見て成して猜利の分
別を行き合い弱き也多年中事を陥冨に知
一人の口よりて出る

鎗脇ノ敵

一 武蔵叢信玄後於真田陣去慶長五年九月
六日なり 中略 山本清右衛門信田兵部を始小
手付城中へ門乃るを若干人ともに
あれ付を見て十余人又門中より突て以門
中山助六四郎ことナ人たへて讒を合る右田金
四郎ら旗を射して七八人抽付しに流石の者
田なも城中へ门に引る
増補家忠日記云武田ガ股肱ノ臣等戦死

ス勝頼獨リ武シト云ヒ勇兵ナクシテ何
ヲ以テ小山ノ城ヲ救ハレヤ大神君是ヲ
許シ給フ則兵ヲ發シテ小山ノ城囲マシ
メ給フ中略忠勝カ従卒中村与惣内山忠三
郎小野田與一郎鎗ヲ合日置三藏弓ヲ以
テ鎗脇ノ敵ヲ射ル

長兼議

松原自休手錄云信長ハ十死一生ノ合戦
ナレハ以工夫凌暴雨経閑道切入義元カ
帷幕ノ内義元見之招石川大左衛門此敵
持合戦否云々頓テ立飯敵合戦ヲ持タル
唯今駈リ来ルト云フ軍勢ハ如何ト問ヘ
ハ五十餘騎ト答フ各ハ三千餘ト見及ケ
レハ石川ヲ曰クカサニアル敵ヲ下ヨリ
見上レハ小勢ヲ大軍トミル物也又下ナ
ル敵ヲカサヨリミル時ハ大軍モ小勢ト

ミル物ノ各居ナカラノ積リハ不貫ト云
惣メ此比ノ長議味方ノ滅亡ト覚ル敵
ハ唯今可来云々

渡河

花営三代記云應安四年六月廿二日辰時南
方渡河支一方上瀬放手渡典厩霜臺戸部
楠木一方中瀬釜野渡畠禅一禅侍所土岐
一方下瀬渡辺石禅仁禅赤松律師同遠禅

陣離

叡井日記云叡井兵織明退赤日向左近ラハヨク
モ陣離シテ北テ候ホトニカニ及ハス
ム念ト見ヲモミテ候

懸足

保元物語云弓朝臣廷尉為義
たすけかりつゝ京こしをはなれ
めつらしきあつまの夜のまくらかな

てあへつまつけるまちきよちゑ
ののせんとそつのまつりくゆんともちれ
四とつまれあけ何しきいりきやよそあ
ひいりゆ四馬とはりけるふくいわりつ
とねこいけるまこ一ふよたる四ち
しこたいつま
平京物語大きかさ
ふんとちいんをめこれより
ゑ

きいくぢそとの弱くんる二百ちくゆとやま
せいりかとあこんゆ猿ゆはよも五ふ
しゑとすくなきそうゑりよ四こくれう
りしゆしまあけき百をつこきをか
れてゆきりへ何波のこんふちけすか
晴ようんゑいまんとんのりすいなの川の
四郎のめせともまいあをせんここと
ゑよ紀ていよんこんゆとやはんくん

きてもずいひま山さんなれ来せてそ
うけ有しよりつゆのまもなつませつひ
久しかあいとさあきさまかひ有大ま
ちんとてあ山をよれすのうてとんらき
ら

長つか年家如俗云清浦付録第種ら卍たを
たまと乃島ようきしの巻ちんまれようてや
とれとまとて不ろ御覧ろ。

あ日ようせつ源ら せつ前日とよ切は
西仮ようを仮西ら切ろ切ろ切仮とを仮のようひ
ようる甲山を南口ようを仮をふる
山ようを京のようを京云ようをは
。。。。
かをかしとも又ようまんまを中也

遠懸

信玄家法云軍之時不可遠懸事

甲陽軍鑑云軍之時不可遠懸事

物合

明徳記云暫ク事ノ様ヲ御覧ン定ラシシ
程法花堂ト安國寺ト兩所ニ陣ヲ召テ物
合ヲ能ク見ツクロハセ給テ可然時分ア
ラハ内野ノ御陣ヘ懸入テ一拳ニ勝負ヲ
決スルカ云々

混甲　直甲

保元物語云官軍あと
よりの条　まことにふしぎの事
なり大和の国よりとぶ
ひきものの法にて
まつくるつめよゆきあひたりすとまと
百余騎を一面にたてまとしてまと
まんなかをたてたりけるをのりきぬ
ふくろ組とおもしのまろひきたるき馬
よりくらをひくそのつまりの
又云ときくの事いとおもしろ

をあはせ手つからめをつかまつるとて
ともまんせひとりとうんにんら我
のうちせひとをそれ一こうかうへまか
り申よ申よあるのまうとうんもとり
こうをうちうこうう宇佐宮猫仕申こうたり候
申のおなをうをとへもあてておきま
せうこうをうはせうこうはれ巴すてやはと
乃国の方よりとれあしくこう出申の名三
十郎をこのうよかるつるとゆあふたり
十三日才
年家物語云 土佐坊 仕 新条 知家をせはまことと
方かとつこうをうはへを静きせるうあく
好義まるうをひも什しこうもうはへを馬ゆ鞍
ゑこう中つの口ゆ引をまうを知家ゆまるれ
をこう門あけよとこうゆけを多やうとま
ちのよゆ高ゆ面ゆをうゆ土佐坊ひた申
四郎十郎典つのまへるれこうせこう関をと

つとめ陳へ作
長五郎平家物語ニ佐竹四郎秀方ノ弟宮令条義澄ノ家
の子二人郎等十人郎等二人家ノ子三人
と十一人さは金企義甲義澄に毒酒の酒を
ゝ郎家家と申さるゝ者ゝ郎等十人ゝ大
名十人〳〵餓よ知〳〵たてまつりたる
十二人さるゝひ。甲義澄に毒酒の酒を
まゝ甲とさきしいまう招よはまゝゝた危

の子をつき右ひとゝゝゝゝれまゝ
せんと仕る
源平盛衰記云康定関東下向条義澄宣旨請取奉
らんとテハ幡宮へ参向ス家子郎等都合
十二人彼モ此モ共ニ直甲ニテ今日ヲ晴
ト上ヘ下タ心モ及ス出立ケリ義澄ハ赤
威鎧ニ甲ヲハ着ス右膝ヲ突キ左膝ヲ立
テ黒葛箱ニ入レ奉ル所ノ宣旨袋ヲ請取

り奉ラム左右ノ手サシクル時康定躋テ
三浦介トハ兼リテ侍トモ抑御使ハ誰人
ニテヲハスルソト尋子候シカハ三浦介
トハ名乗ラスシテ三浦義次郎義澄ト名
乗ルマヽニ宣旨請取奉ル
太平記ニ大波羅攻条 爰ニ梶井宮ノ御門徒上
林房勝行房ノ同宿共混甲ニテ三百余人
地堂ノ北ノ門ヨリ五條ノ橋ヘ打テ出
タリケル
官地論ニ彼處從城中是御覓春親討連哉
兵共不云了混甲五十騎計撰出又自久女
之陣歩卒百人計出合散々矢帥夕日漸頃
紅輪欲沈海間師可為明日兩方相引サッ
ト撤引
新撰長禄寛正記云十九日辰ノ刻ニ義就
打立給ヒケリサレ共義就コヲ涯分隠便

ヲ存ト云ヒ何様雑説有テ討手向事モアル
ルヘシ用心有ヘシト御供ノ人々ノ中ニ
老者ハ小具足計若輩ハヒタ冑ニテ打立
ケリ

謙信家記云 景虎公関東勢被催小田原発向条関八州ノ諸
士馳集リケル間都合其勢一万三千余騎
直甲ノ軍兵其勇氣ヲハケマシ伺公ス
松隣夜話云故三五郎弟常松兵郎等金鉄
ノ勇士混甲ニ出立テ十三人五月ノ暗キ
夜子刻計リニ二手ニ別上井カ宿所柳ケ
辻ニ押寄兩所ヲ火ヲ放チ裏表ヨリ切入
ノケ甲
伯耆ノ者ヒ[illegible]ヲ[illegible]
西吸[illegible]
[illegible]
[illegible]

まだ是と行幸成遊ばされまさせ給へ
今は何よりも勢家を其の基の種を尋ね
とゝ申興よ奈如古[illegible]皆兵子矢を持て
只今事は可達無ん敵ゝて古ゝ大仏
寺北宿法長寺屋宋作清原摩国宿十
余人相具ーゝの甲を冑ゝ家ゝ氏
中と差す迄ゝ対面古方法殿覚然如命と
勅宣なり

大友奥庭記云宗麟公島の条敵の先陣に恵多
四ゝ郎射と云兵家の勇士ゝ左の
心はすゝむまゝの勢ゝ古為後の記ま
つるゝゝ也記すも悪曲よ元也ゝす
申陣と申ーー記事を国まゝ分け中を
為へ何よ甲冑ゝ寄ゝ以ゝ為ん寄ゝ
ゝ後陣是を見ゝ国用ゝ為つゝき
かゝゝ為ゝ者の甲に出大出るかと

[illegible]

混打物

太平記云 禁裡仙洞御修法条 赤松是ヲ聞テ三千余騎ヲ三手ニ分ツ一手ニハ足軽ノ射手ヲ勝テ五百余人小塩山ヘ廻ス一手ヲハ野伏ニ騎馬ノ兵ヲ少々交テ千余人狐河ノ辺ニ扣ヘサス一手ヲハ混打物ノ衆ハ百余騎ヲ汰テ向日明神後ナル松原ノ陰ニ

隠置ク

スタチ

十九 大友興廃記云 堅田合戦条 [illegible]

[illegible]

十二 大友興廃記云 石宗麟の陣法条 古人[illegible]上戦ハ

しノキヲ削ル

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

タテモトキ

謙信家記云越中古志郡ヘ巣吉山城攻寄鞭虎流ノ軍畧ニタテモトキトモ云支有之皆山城ヲ攻ル石弓木弓ニ不當シテ能支ナリ

水ノ手

安土日記云松尾掃部大輔案内ノ者ニテ中畧大手ノ口河向ヘ取詰弓鉄砲ニテ打スクメラレ水ノ手ヲ被取迷惑仕候

甲陽軍鑑末書云家康八千ノ人數ヲ以テ後詰トミヘワルカ川ヲ打越早々引取ラルヽ也扨中根平左衛門ハ二股ノ城水ノ手ヲトラレ降参仕リ城ヲ渡濱松ヘ退也

一四ウ

天正記云、秀吉西国玄向条玉城ヶ原はたを一

ひ人数そんまるとゝ[illegible]むめ[illegible]きいの玉の

ひきなまへ[illegible]きを兼て定め安ゝ杉原七郎

左衛門あき年寄ゝ石橋を情をまき

ゝて彼地をかんまゝふまへる水の

ゝり表入をゝる秀吉かん[illegible]川[illegible]流

ゝてゝをかを[illegible]田の面目ゝれゝを

なし

落穴

年寄衆御覧ゝの条ゝ[illegible]ゝ[illegible]あれゝゝ

おゝゝゝひ[illegible]へは[illegible]

きゝは[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

そんゝつゝ[illegible]ゝ[illegible]

ゝ年寄の[illegible]ゝ[illegible]一の谷のゝ[illegible]

ひゝゝゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝのゝ

[illegible]ゝは[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ

ふの事なれども十四五の男子あるを
たゞ人のごとくにうちつれきやうまいりす
るとこそ云へ〻の用ゐもなかりあるべきなり
ひとをもうしなひまいらせいらんと
ゝ中ゝ

武者出立

武蔵叢話云光秀出羽一国の人数をもつて
西国を討ん者出立を信長公御目録
と号し一番山と号刻と号二番と如斯
にて信長公を安土に付まる
甲陽軍鑑云板垣駿河守信方
と云いつたひ号薫中宮十人計の
きちと味方のつもりをまたまのりたる
被仰の板垣駿河守出立をとゝのへ
早く吾時の板垣をゝやつあたるあり
いつれも独友十人計の内を命令

[illegible]人の將者なり

赤出立

藤葉栄衰記云天正十七己丑十月廿四日
ニ竹貫中務大輔人数五六百人手ニ付ケ
皆ナ赤出立ニテ強弓精兵ヲ勝テ加勢ニ
来給フ

楯籠

應永記云宮内少輔池田周防一処ニ成テ
美濃守ニ懸ケ逢テ散々ニ相戦ケルカ周
防討負テ二百余人討死ス宮内少輔討負
テ長森ニ楯籠ル

開城

勢州軍記云信孝自害之条信孝勢衰任秀吉意開
城岐阜条小船渡海尾州同年十月廿九日
放野間内海自殺

續撰博古記云参州の[illegible]を寄軍勢[illegible]

は迦出しけるとて風字をうらなはせけり法
大将軍の若年計百連城の乞ひの山へ悪
宗無上有とある人ハ大城因果人と相判しきまる曽
てかつて〳〵ほのかにも静まり人何しく烟
のさしてる語とも識て開城とよくしる所
あまた将の家中は鼓城をきしきつるまう
たらひ給しいと此人将たのりまうに紛て城
中をとて将に画年やとさきれたとらくれ

あひもつかさき所清出関して宮しハおふ
審子只ゆ年かはきる替こ行ふ聞へて諸に
開まする初のしくきさ之ても畫ある一巻文
日本人をほしくへきたるたれ休かゝられ之ね
平かへ此か繋きるま年ふま引くかふまくを
せくる初のしくハ本朝能摩ふ寄る迄てらん日
大宮まくます給ふへし大木の一とをの根
置原かくれても大きふかいてまへいとまへたしほ

と宣ひ給ふ大将軍とそこゝに云ふ久しかりけり
のちに楽ありとし國の判をまつりも定め
たまはり候ひけれはてまつりけれとも敵
ことゝもあり子細有ことのありとし城中にて
あり時の節年来の城にこもりては一人も残ら
す討捕ひとてとらへつゝ清正舍弟の様と
かんとなせたまひけり

落城

愚耳旧聴記に 南都大佛 付焼亡の条 元亀二年五月
五日の夜亥の刻許の事なりしに大佛の
中ま殿焼失し燒主南都大佛か仏切後
しつ旋とありしとなり

下城

一 清正紀に云 馬大村平戸肥前佐の浦
の判しつめ山より陣をとり林寺とる馬に篠
大あまり平あまり西に馬をしるし和年と

入物等ハ悉ク焼あひ
付ましまして拝受状と相見申
候ときまてまて状を持申く差上
方々はお腔と拝と相為四海よりしる
ともいまゝ迄差おれ為ましよ付く無事勢
を扶のそのひもなく所たを所に押寄
みな相原たるゝ細とゝれをとゝ動ま
時西傍ゝいて初んゝ動仕ましまつく

川原より出船なりしつきゝ人数をとゝ隔とゝ
ようゝとゝ後人数とつきゝ以ゝこの事な
きはたるゝ細ゝ後ハ母の聖ゝ知ゝ会戦
まありしとゝ家ゝ見ひ時西つ西の
厚志とゝ後まゝ謝をまゝ事ハ楽とゝひ
ゝはゝゝ計死ゝたゝ事ハ

東迄基業ゝ為ゝ所ゝ計ゝ西ゝ清ゝ正ゝ
西信せゝきゝゝ長ゝ為ゝ後ゝ合ゝ以ゝ其

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

擒

十八 東鑒臺葉云四中[illegible]

[illegible]

擒[illegible]

[illegible]

聞取

松林自休手錄云三月十五日働東美濃信長卒一万余騎出向岩村表勝頼穴山典厩三人聞取ニテ卒一万押家、山縣以八千吉田ヲ攻崩云々

七 甲陽軍鑑末書云甲州勢ノ先衆薩埵山ヘ攻アカリシ陣屋ニハ一二人在テ人

皆麓ヘ下リテ居タルヱヘイカニモヤス
ヤスト陣屋ヲ破其上武具馬具鎗金銀ナ
ト甲州勢乱取スル也其後日々夜々攻合
アリ武田侍大将衆一二三ヨリ十迄少シ
取ニシテ其次ヘ渡シ一手功ノ足軽攻合
ナリ

大将陣所

季瓊日録云長享三年三月三日藤左以下
所々ヨリ状来一々披見之正月十六日自
浦作陣所企松柏赴大将之陣所其返執二
月十七日有之

軍陣ニ下馬ヲセス

山象云伐紀云犬也鴉カ毛の移る事感孔
[illegible]星甲の上ニ[illegible]仲あて白[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

軍陣ニ酒ヲ送

源平盛衰記五 絡笠合戦条

名乗テ一門引具シ三百余騎入替々々戦ヒケル中ニ人ハ退ケトモ家忠ハ退カス敵ハ替レトモ十郎ハ替ラス一ノ木戸口打破リ二ノ木戸口打破リテ死生不知ニ

ワ責タリケル城中ヨリモ散々ニ是ヲ射ル甲冑ニ矢ノ立事廿一所掛ケレ共責入ワレ更ニ退ク事ナカリケリ城ノ中ヨリ提子ニ酒ヲ入レテ杯モタセテ出シケリ大介家忠カモトヘ申ヲクリケルハ今日ノ合戦ニ武蔵相模ノ人々多クモ給ヘトモ貴辺ノ振舞コトニ目ヲ驚シ侍リ

老後ノ見物今日ニアリ今ハ定テツカシ
給ヒヌラン此酒飲ミ給テ今一ト際ハ與
アル樣ニ軍ヒ給ヘトヲ遣タリケレハ家
忠甲振リアウノケラ杖ツキ盃取テ三度
飲テ此酒飲ミ侍リテ力付タ城ヲハ只今責
落シ奉ルヘシ其心ヲ得給ヘトテ使ヲハ
返ケリ軍陣ニ酒ヲ送ハ法也戰場ニ酒
ヲ請ハ乱也云義明之所為ト云家忠ノ作
法與アリ感アリトソ皆人申ケル

武家名目抄稿第十七冊

明治十五年十二月　日旧稿校正小野由久

同年同月四日再校并書　青山景通

同月廿八日午前零三十分以旧稿遂一校了　塙忠韶

明治十七年二月九日　校合　青島英保

明治十六年二月廿日　林合　青龍藥部

圖書寮文庫

七百八拾四番之三十合八日本薬三十　獻上

同年同月四日再献　林家書　青山景通

明治十七年十二月　日　献上五十種目

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan